

診断書作成時の注意事項（診断書を作成する医師の皆さまへ）

表面でチェックされている障害の状態に対応する番号の「注意事項」をご確認いただき、必要な項目について診断書の備考欄に記入してください。

番号 (障害の状態)	診断書	注意事項
1～4	眼	診断書の記入上の注意をお読みください。
5～7	聴覚	
8～13	肢体	
14	肢体	<ul style="list-style-type: none"> 完全麻痺と診断した日及び、その後に経過（再発、麻痺の範囲の拡大、その原因等）がある場合はその経過を診断書の備考欄に記入してください。 記入例「平成○年○月○日、完全麻痺と診断」 「□□の再発により○○から△△に範囲が拡大し、範囲拡大部分を○年○月○日、完全麻痺と診断。」 上記の他、診断書の記入上の注意をお読みください。
15	循環器	診断書の記入上の注意をお読みください。
16	循環器	<ul style="list-style-type: none"> 重症心不全に該当しないケースで、心臓再同期医療機器（CRT 又は CRT-D）を装着した場合は、診断書の備考欄に装着日を記入してください。 記入例「平成○年○月○日、CRT 装着」 上記の他、診断書の記入上の注意をお読みください。
17	腎疾患	診断書の記入上の注意をお読みください。
18～20	その他	<ul style="list-style-type: none"> 人工膀胱（ストーマの処置をしないものに限る）は新膀胱のことです。 上記の他、診断書の記入上の注意をお読みください。
21	肢体	<ul style="list-style-type: none"> 脳死状態※の場合、脳死状態と診断した日を診断書の備考欄に記入してください。 記入例「平成○年○月○日、脳死状態と診断」 上記の他、診断書の記入上の注意をお読みください。 <p>※本請求においては脳幹を含む脳の機能が不可逆的に停止した状態（医学的脳死）をいい、「臓器の移植に関する法律（平成9年7月16日法律第104号）」における法的脳死は含みません。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 遷延性植物状態の場合、遷延性植物状態と診断した日を診断書の備考欄に記入してください。 記入例「平成○年○月○日、遷延性植物状態と診断」 上記の他、診断書の記入上の注意をお読みください。
22	肢体 又は 呼吸器	<ul style="list-style-type: none"> 人工呼吸器の装着日及び常時装着の有無を診断書の備考欄に記入してください。 記入例「平成○年○月○日以後、人工呼吸器を常時装着」 上記の他、診断書の記入上の注意をお読みください。